

財政課

直 通：092-643-3053

担 当：久光、諸藤（内線 2258）

職員による議会質問情報の提供(横流し)・質問作成に関する 調査結果、対応方針について

職員による議会質問情報の提供(横流し)・質問作成に関する調査結果、今後の対応について、その内容をお知らせします。

○職員による議会質問情報の提供(横流し)に関する調査結果・対応方針

- (1) 対象：令和7年度に知事部局本庁の課（室）長以上の職にあった現役職員 136 名に対し匿名で調査
- (2) 主な回答結果
 - ・「質問情報を他会派へ提供したことがある」と回答：28 名
(知事部局 10 部全てで「提供した」との回答あり)
 - ・提供先：自民党県議団
 - ・提供の契機：前任者からの引継ぎ、円滑な議会運営のため自発的、上司からの指示、会派からの要求
 - ・提供の意図：多数会派に配慮することで議会運営の円滑化を図る
- (3) 法適合性の検証結果（顧問弁護士確認済）
 - ・質問情報提供の事実は確認されたが、同一の地方公共団体内での行為であることを踏まえると、地方公務員法第 34 条の「漏洩」には該当しない。
 - ・質問情報提供の目的は議会運営を円滑にすることにあり、特定の会派への利益供与を意図して行ったものではないことを踏まえると、地方公務員法第 30 条の「全体の奉仕者」の立場に抵触するものとは解されない。
- (4) 課題
 - ・外形的に特定の会派を利するよう見えることが、「全体の奉仕者」として望ましくない。
 - ・少数会派独自の政策提案を、多数会派が先んじて行うことに繋がり、議会活動の努力や独自性が無効化されるおそれがあった。
- (5) 対応方針
執行部職員が、会派（議員）から提供された質問情報を他の会派（議員）に提供することを禁止

○職員による議会質問作成に関する調査結果・対応方針

- (1) 対象：議会改選後（令和5年度～）に知事部局本庁の課（室）長以上の職にあった現役職員 186 名に対し匿名で調査
- (2) 主な回答結果
 - ・「質問（代表・一般・委員会）の作成に関与したことがある」と回答：96 名
 - ・作成先：自民党県議団 95 名、民主県政県議団 35 名、公明党 13 名、新政会 24 名、少数会派 5 名
 - ・作成の経緯：会派（議員）からの依頼・要求、上司からの指示
 - ・作成者：調査回答者自らが作成、部下に指示して作成
- (3) 法適合性の検証結果（顧問弁護士確認済）
 - ・質問を作成している事実は確認されたものの、職員が議会質問を作成する行為自体は、地方公務員法その他法令に抵触しない。
- (4) 課題
 - ・執行部が質問の骨子や原稿を作成することで、議会を執行部自らがコントロールする「監視機能の形骸化」が生まれるおそれのある状況であった。
 - ・政策議論の選択肢を狭め、より良い行政サービスの提供可能性を損なうおそれがある。
 - ・質問の作成が『慣習』として執行部内に根付いており、幹部職員が会派（議員）の要求等に基づき部課職員に作成を指示していたことが、「会派（議員）への配慮」を優先する組織風土を生む一因となっていた可能性がある。
- (5) 対応方針
執行部職員が、議会質問の原稿作成を行うことを禁止

○執行部職員による「会派（議員）から提供された質問情報の他の会派（議員）への提供禁止」、「議会質問の原稿作成禁止」を明文化